



預金等の不正な払戻し被害にかかる補償の対象・要件・基準がありましたら教えてください



預金等の不正な払戻し被害が発生した場合には、原則として当金庫が補償させていただきますが、『お客様の「重大な過失」または「過失」(※)となりうる場合』等に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償いたしかねる場合がありますので、十分ご注意ください。

(※)なお、『お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合』の具体例等につきましては、お近くの当金庫窓口にお問い合わせいただくか、当金庫ホームページにてご確認ください。



その他に留意事項はありますか？



預金等の不正な払戻しが発生した場合に補償を受けるためには、次の点にもご注意ください。

1 盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害の補償対象期間について

盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害に対する補償は、当金庫に通知が行われた日の30日前の日以降に遭った被害です。

ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明された場合は、その事情が継続していた期間に30日を加えた日数まで遡った期間が補償対象となります(この場合においても、キャッシュカード・通帳(証書)が盗難された日※もしくは不正なインターネットバンキング取引が最初に実行された日から2年を経過する日後に発生した被害については補償いたしかねる場合があります)。

※ 当該日が不明である場合は、預金等の不正な払戻しが最初に行われた日

2 盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害により発生した被害額の全部に関して補償いたしかねるケースについて

盗難キャッシュカード・盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害につきましては、お客様に故意または「重大な過失」がある場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

- ①お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によってご預金等が引き出された場合
- ②被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項に関し偽りがあった場合
- ③戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードや通帳等が盗難された場合やインターネットバンキングが不正に利用された場合等です。

偽造・盗難キャッシュカード被害

		偽造キャッシュカード被害	盗難キャッシュカード被害
補償基準	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	
	お客様に過失があった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	原則として被害額の75%を補償させていただきます。
	お客様に故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。	
補償のためにご協力いただく事項		<ol style="list-style-type: none"> ①お客様が偽造キャッシュカードの被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること ③お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること 	<ol style="list-style-type: none"> ①お客様がキャッシュカードの盗難に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること ③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること

補償の基となるルール：預金者保護法による補償

盗難通帳(証書)・インターネットバンキング被害

		盗難通帳(証書)被害	インターネットバンキング被害
補償基準	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	原則として被害額の全額を補償させていただきます。	
	お客様に過失があった場合	原則として当金庫所定の補償割合により補償させていただきます。	お客様の被害に遭われた状況等を踏まえ、当金庫において個別に補償の判断をさせていただきます。
	お客様に故意または重大な過失があった場合	被害額は補償いたしかねる場合があります。	
補償のためにご協力いただく事項		<ol style="list-style-type: none"> ①お客様が通帳(証書)の盗難に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること ③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものをお示しいただいていること 	<ol style="list-style-type: none"> ①お客様がインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていること ②当金庫の調査に対し、お客様から十分なご説明をいただいていること ③お客様が警察署への被害事実等の事情説明を行い、その捜査に協力されていること

補償の基となるルール：信用金庫業界の自主ルールによる補償